

令和6年度東京都地域における見守り活動支援事業

概要

〔目的〕 地域において、ソフト・ハード両面を併せた総合的な地域安全対策を推進・強化

〔内容〕 防犯設備等の整備に係る経費の一部を補助

今年度の取組

第1 防犯設備補助事業

町会・自治会等が単独又は他の団体と連携して行う、防犯カメラ、防犯灯、ポラード（車止め）等の防犯設備の整備に対して区市町村とともに経費を補助

- 1 補助対象・負担割合等
別表のとおり
- 2 申請時期（要綱実施細目 第4(1)ア）
令和6年7月8日（月）から同月31日（水）まで
- 3 補助交付の主な要件（要綱 第4条第2項 及び 要綱実施細目 第2(2)）
 - ・「安全・安心まちづくり推進地区」内で実施する事業であること
 - ・地域での見守り活動を、月1回以上継続して行う団体であること
 - ・商店街のみからなる団体が行う事業ではないこと
 - ・5年間継続して、防犯に関する地域活動を実施すること 等
- 4 設置場所（要綱第6条第6号 及び 実施細目第3(1)ウ）
 - ・撮影箇所が重複するような配置を行うなど、この補助金が公正かつ有効に使用されないことが明らかな場合には、交付対象としない
 - ・申請台数及び配置について、管轄警察署の意見等に留意すること
- 5 申請手続（要綱第7条）
 - ・複数の地域団体の申請を行う場合、必ず交付希望順位を明記すること
 - ・申請書提出前に都の事前ヒアリングを受けること

第2 地域防犯環境改善補助事業

町会・自治会等が行う、落書き消し等の防犯環境改善活動に係る資材等の購入に対して区市町村とともに経費を補助

第3 区市町村防犯環境改善補助事業

- 1 区市町村が防犯パトロールのために行う、青色回転灯・拡声器・無線通信機器の購入、取付等に対して経費を補助
- 2 区市町村が防犯環境改善に資する活動の一環として実施する、落書き消去活動、落書き防止活動及びその他清掃活動等に必要な資器材等の購入経費を補助